

○出席委員(7人)

林健太委員長

梅田宏希副委員長

林丸美委員

大西洋紀委員

千住啓介委員

三好宏委員

佐々木敏委員

○欠席委員

なし

○証人

明石市総務局税務室長 佐々木康人

明石市政策局広報部長 吉田貴之

明石市政策局長兼市長室長(元政策部長兼市長室長兼課長) 高橋啓介

○議事

(1) 証人尋問

① 佐々木明石市総務局税務室長……………2

② 吉田明石市政策局広報部長……………12

③ 高橋明石市政策局長兼市長室長(元政策部長兼市長室長兼課長)……………27

(2) 証人出頭要求について……………48

午前10時 開会

○林健太委員長 ただいまから、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を開会いたします。

議事に入ります。

本日は、証人喚問を行うこととしております。証人につきましては、3名の証人に出頭いただく予定としております。

まず、佐々木康人税務室長の証人尋問を行いまして、午後1時から、吉田貴之広報部長の証人尋問、午後3からは、当時の政策部長兼市長室長であった高橋啓介政策局長の証人尋問を行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、証人尋問に入ります。

佐々木証人におかれましては、お忙しい中、ご出席くださいます、誠にありがとうございます。本特別委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定により行うものですが、同条の規定において、証人の尋問に当たり、民事訴訟法の規定が準用されることとなっています。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係、または、その関係にあった者が刑事訴追を受ける、または、有罪判決を受ける事項に関するとき、また、これらのものの名誉を害すべき事項に関するときは、証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨を申し出ていただきますよう、お願いいたします。

もし、これらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなりますので、あらかじめ、ご承知いただきたいと思っております。

また、証人に証言を求める前に、証人には、宣誓を行っていただきますが、この宣誓につきましても、先ほど説明いたしました証言を拒む場合と同様の理由に該当する場合には、宣誓を拒むことができます。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以内の禁錮に処せられることとなっておりますので、あわせてご承知おきください。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関

係者を含め、場内におられる方は、全員ご起立ください。

[全員起立]

○林健太委員長 証人は、宣誓書を朗読してください。

○佐々木証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和4年4月28日、佐々木康人。

○林健太委員長 それでは、ご着席ください。

証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

[証人、宣誓書に署名、捺印]

○林健太委員長 これより証人に証言を求めます。

最初に、委員長から共通項目について尋問を行い、次に、各委員からの尋問を行うこととします。

証人席には、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、証人は、必要に応じてお使いください。

なお、委員及び証人は、それぞれ着席したまま尋問及び証言を行っていただいて結構です。

では、はじめに、人定尋問を行います。

あなたは、明石市総務局税務室長の佐々木康人さんですか。

○佐々木証人 はい、そうです。

○林健太委員長 次に、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項のとおりでお間違いないですか。

○佐々木証人 はい。間違いありません。

○林健太委員長 それでは、私から主尋問を行います。

まず、徴税吏員の範囲についてお伺いいたします。

地方税法に定められている徴税吏員の範囲について、説明してください。

○佐々木証人 納税、それから課税の業務に携わる市の職員及び市長となっているということです。

○林健太委員長 次に、徴税吏員の守秘義務についてお伺いいたします。

徴税吏員に課されている守秘義務について、説明してください。

○佐々木証人 税情報につきましては、非常に個人的な重要なものと考えております。軽々にそういうものを公表、それから漏らすというようなことは、あってはならないというふうに考えております。

○林健太委員長 守秘義務を徹底するために、税務室で行っている指導の内容につ

いて説明してください。

○佐々木証人 税情報の照会があったものにつきましては、マニュアルを整備しておりますので、マニュアルにのっとり事務処理をしているところでございます。

○林健太委員長 徴税吏員である市の職員が守秘義務違反を行った場合の処分について説明してください。

○佐々木証人 法的なこととなりますので、私には分かりかねます。

○林健太委員長 それでは次に、税情報の管理について、お伺いいたします。
市民税の賦課徴収に係る情報は、どのように管理されているのですか。

○佐々木証人 物理的なという意味でよろしいですか。

○林健太委員長 はい。

○佐々木証人 データ、それから紙の情報がございます。

データにつきましては、市民税の端末で職員が見ることができます。見るに際しましては、まず生体認証を行いまして、その生体認証をクリアすれば、次に個人のパスワード認証を行い、必要な検索が終わりましたらログアウトをいたします。

紙ベースにつきましては、執務時間が終わりましたら、税務室を含めまして西庁舎全体の建物を施錠しまして、機械警備の下に入るということでございます。

○林健太委員長 情報漏えいがしないよう、特に気をつけていることがあれば、教えてください。

○佐々木証人 それぞれの税の業務につきまして、OJTに基づいて、主に研修を行います。それから、課の会議、係会議等がございますので、そういう機会を捉えて税情報の管理意識を高めるという方法を取っております。

○林健太委員長 徴税吏員が扱うことのできる課税情報を徴税吏員以外が見ることは可能ですか。

○佐々木証人 できません。

○林健太委員長 次に、賦課徴収に係る事項以外の税務事務について、お伺いいたします。税務室で行う業務のうち、賦課徴収に係る以外の事務はありますか。

○佐々木証人 主にそれをやっております、細かいことを申し上げるといろいろあるところでございますが、主に賦課徴収というものに限られるというふうに考えております。

○林健太委員長 課税情報を賦課徴収以外の目的に使用することは、できますか。

○佐々木証人 一定の条件のもとに可能です。

○林健太委員長 一定の条件とは、どのようなものがありますか。

○佐々木証人 税を取り扱う以外の部署におきまして、どうしても税情報が必要という業務がございます。その際には、所管の部署から税情報の利用の申請というものが上がってまいりますので、それにつきまして内容を精査の上、使用について許可するかどうか判断しているところでございます。

○林健太委員長 政策判断のために課税情報を使用することは、目的外使用に該当しますか。

○佐々木証人 政策判断というのが、ちょっと理解しかねるところでございますので、今の質問については、回答を控えさせていただきます。

○林健太委員長 それでは、組織形態、指示系統の確認をいたします。

税務室が担当する事務における、市の決裁規程に基づく市長決裁の決裁権者を担当者から市長まで順に示してください。

○佐々木証人 担当者、所管の係長、所管課長、税務室長、財務部長、総務局長、副市長、市長という順だと思います。

○林健太委員長 次に、市長から税務室へ指示のあった税に関する資料作成についての決裁手順についてお伺いします。

指示は、どこの部署から出されたものですか。

○佐々木証人 私が直接関与しておりませんので、それについては、ちょっと分かりません。

○林健太委員長 それでは、どなたに指示があったのか、分かりますか。

○佐々木証人 後日、報告を受けた時は、市民税課長、資産税課長というふうに報告を受けております。

○林健太委員長 どなたから指示があったか、分かりますか。

○佐々木証人 市長室職員というふうに聞いております。

○林健太委員長 指示を受けた後の決裁手順をお示してください。

○佐々木証人 市長からの指示でございますので、決裁は了しておりません。

○林健太委員長 室長は、市長からの指示があった資料作成については、すべて把握されていますか。

○佐々木証人 後日、報告を受けました。

○林健太委員長 以上で、私からの尋問を終了し、これより各委員からの尋問に移りたいと思います。

まずは、大西委員からお願いします。

大西委員。

- 大西洋紀委員　それでは、証人にお伺いさせていただきます。数点ございます。
- 先ほど主尋問にもございましたが、徴税吏員の範囲について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思えます。
- 政策局の職員は、徴税吏員に該当いたしますか。
- 佐々木証人　いいえ、いたしません。
- 大西洋紀委員　続きまして、市長及び税務室の職員以外で他に徴税吏員に該当する人が存在いたしますか。
- 佐々木証人　いえ、おりません。
- 大西洋紀委員　続きまして、税情報の管理につきまして、先ほど主尋問にもございましたが、個別の課税情報等をメールで、当然ながら、徴税吏員間が大前提ですが、メールでやり取りすることはございますか。
- 佐々木証人　業務の内容によると思えますけど、まず考えにくいと思えます。
- 大西洋紀委員　考えにくいというお答えでございましたけれども、もしメールでのやり取りがあった場合に、秘密が漏えいする可能性もあるやに思うんです。もしそのようなことがあるとしたら、どのような対策というのか、防止策を何らか考えておられますか。
- 佐々木証人　メールでのやりとりでの漏えいということではよろしいでしょうか。
- 大西洋紀委員　はい。
- 佐々木証人　技術的なことになりますので、全庁の中では情報管理課が、漏えいについては所管していると思えますので、そこでの対応になるかと思えます。
- 林健太委員長　次に、佐々木委員からお願いいたします。
- 佐々木委員。
- 佐々木敏委員　私のほうからはA社の課税情報に関する資料作成について、お尋ねをいたします。
- まず、依頼の内容を説明していただけたらと思えます。
- 佐々木証人　私は作成に関与しておりませんので、分かりかねます。
- 佐々木敏委員　資料の作成の目的については、いかがですか。
- 佐々木証人　それも分かりません。
- 佐々木敏委員　分かりました。
- 作成された資料があると思うんですが、どのような方法で市長に提出されたのでしょうか。手渡しですか、メールですか。
- 佐々木証人　メールで報告したと聞き及んでおります。

- 佐々木敏委員 資料を受け取ったのは市長室の担当者ですか。
- 佐々木証人 というふうに聞き及んでおります。
- 佐々木敏委員 作成された資料の企業の課税情報は漏えいしてはならない内容であることを知らせた上で提出されましたか。
- 佐々木証人 そこも、分かりかねます。
- 佐々木敏委員 市長のツイッターに掲載された企業の課税情報は、税務室で作成された資料の一部がそのまま使われたのでしょうか。
- 佐々木証人 そのお答えそのものが情報の漏えいに当たると思いますので、控えさせていただきます。
- 佐々木敏委員 資料作成にかかる決裁の決裁権者を担当者から順にお願いしたいと思います。
- 佐々木証人 先ほど申し上げたんですけど、もう一度。
- 佐々木敏委員 はい。
- 佐々木証人 担当者、所管の係長・課長、税務室長、財務部長、総務局長、副市長、市長ということになると思います。
- 佐々木敏委員 それでは実際に、財務部長、総務局長、副市長の決裁は得られていたのでしょうか。
- 佐々木証人 今回のということですか。
- 佐々木敏委員 はい、そうです。
- 佐々木証人 了しておりません。
- 佐々木敏委員 分かりました。
- 私からは以上です。
- 林健太委員長 次に、梅田副委員長からお願いいたします。
- 梅田副委員長。
- 梅田宏希副委員長 それでは、私からは違法性の認識についてお聞きをしたいと思います。
- 今回の企業の課税情報に関する資料作成は、税の賦課徴収に係る事務に該当いたしますか。
- 佐々木証人 すみません、もう一度お願いします。
- 梅田宏希副委員長 今回の企業の課税情報に関する資料作成は、税の賦課徴収に係る事務に該当いたしますか。
- 佐々木証人 市長からの指示によって作成したというふうに認識しております。

- 梅田宏希副委員長　　ということは、徴税吏員のトップからの指示だということ、該当するという認識でしょうか。
- 佐々木証人　　指示によって作成したということです。
- 梅田宏希副委員長　　その理由等については、いかがお考えですか。
- 佐々木証人　　作成した理由ということでよろしいでしょうか。
- 梅田宏希副委員長　　はい。
- 佐々木証人　　市長の指示によるものと考えております。
- 梅田宏希副委員長　　それでは、この作成したものがどう使われるかということを確認はしておりますか。
- 佐々木証人　　していないと思います。
- 梅田宏希副委員長　　今回、作成された資料を徴税吏員ではない政策局の職員が閲覧することについて、地方税法の規定に抵触する可能性があるかどうか、どのように認識されていますでしょうか。
- 佐々木証人　　法的な判断になりますので、返答は差し控えさせていただきます。
- 梅田宏希副委員長　　室長が、今回の課税情報が市長ツイッターに掲載されたことを知ったのは、いつですか。
- 佐々木証人　　たしか、2月の14日だったと思います。
- 梅田宏希副委員長　　掲載を知った経緯について、ご説明をお願いします。
- 佐々木証人　　2月の14日の午前中だったと思いますが、税務室の管理職が集まるということになりましたので、そこで集まった場で、こういうことになっているという話があったんじゃないかなと記憶しております。
- 梅田宏希副委員長　　次に、ツイッターへの企業の課税情報投稿は、地方税法の守秘義務に違反する可能性があるかと認識されていますか。
- 佐々木証人　　法的な判断になりますので、回答は差し控えます。
- 梅田宏希副委員長　　以上です。
- 林健太委員長　　次に、千住委員からお願いいたします。
- 千住委員。
- 千住啓介委員　　それでは、私のほうから質問をさせていただきたいと思うんですが、私のほうからは、前回、この委員会で委員の共有資料として出させていただいた、先ほど来、話があった、いわゆるA社以外の資料についてお聞きさせていただきたいと思うので、できれば委員長、佐々木室長のほうにも資料をお渡しさせていただきたいと思うんですが。

○林健太委員長 はい。それでは、資料のほうをお願いいたします。

[佐々木証人に当該資料を配付]

○千住啓介委員 少しご説明をさせていただくと、今回、私のほうで公文書の公開請求をさせていただいて、市長及び政策部からの指示のもと作成した法人・個人の課税額の資料等をくださいと、令和元年から令和3年度中に作成したものをくださいということ、公開請求させていただいた資料でございます。その中で、A社、いわゆる今回ツイッターに上がったA社の資料と、恐らくA社であろうと思われる固定資産税、都市計画税がある資料、そしてこれはよく分からない黒塗りのやつなんです、恐らく5マスあります。この法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税の5マスあるこの資料、私は、恐らく5社だとは思いますが、この資料と、あと工場立地法対象工場の44社の税額が載っておるこの資料、この4種類についてお聞きさせていただきたいなと思います。

まず、A社以外に、市長から企業の課税情報の資料作成の依頼がありましたか。

○佐々木証人 私は関与しておりませんので、分かりかねます。

○千住啓介委員 分からないということですが、じゃあ、その資料の依頼があったということは、後日でもいいですが、聞いておったでしょうか。

○佐々木証人 はい。

○千住啓介委員 その資料、今回お渡しさせていただいた資料は、これは、いつ、誰からの指示であったのか、お分かりでしょうか。

○佐々木証人 後日、報告を受けた時点で知りました。

○千住啓介委員 その報告を受けたというのは、いつぐらいでしょうか。

○佐々木証人 12月の21日に提出したと聞いておりますので、その提出した後だと思います。

○千住啓介委員 それは、恐らく今のは、21日のやつはA社の資料だと思うんですが、そのほかの先ほど手渡しした5社のものとか、工場立地法に関する企業の税情報、これを提出したというのは、知っておったでしょうかね。それを聞いたのはいつだったのか、ご説明をいただけますか。

○佐々木証人 これにつきましては存じません。

○千住啓介委員 あ、それは分からない。分かりました。では、今、手元にある資料の収集は、税情報の目的外使用に該当いたしますか。

○佐々木証人 市長指示によるものというふうに認識しております。

○千住啓介委員 私から以上です。

○林健太委員長 次に、三好委員からお願いいたします。

三好委員。

○三好宏委員 それでは、私のほうから尋問させていただきます。

まず、徴税吏員に守秘義務を周知徹底するための研修は、どのような頻度で行っていますか。

○佐々木証人 毎年、異動・新採職員について行っております。ただし、このコロナの状況がありますので、昨年、一昨年からかな、ちょっと集合研修につきましては行っておりません。

○三好宏委員 次に、市長は研修の対象者ですか。

○佐々木証人 違います。

○三好宏委員 市長が研修の対象外である理由を説明してください。

○佐々木証人 研修の目的が主に税業務の遂行という点にございますので、研修の項目の一環として守秘義務、それから主にO J Tによって税業務執行上の研修を行っているというふうに認識しております。

○三好宏委員 次に、守秘義務ってというようなことがあるってということは、市長は把握はされているのでしょうか。

○佐々木証人 分かりません。

○三好宏委員 次に、行きます。本件の税情報を職員が自身のツイッターへ投稿した場合は、地方税法上の守秘義務違反に該当すると思われませんか。

○佐々木証人 法的な判断になると思いますので、回答は差し控えます。

○三好宏委員 では、過去に本市で、地方税法上の守秘義務違反があった事例があるのか、ないのか、把握されていますか。

○佐々木証人 私は存じ上げておりません。

○三好宏委員 他市の事例で、地方税法上の守秘義務違反が問われた事例を把握されていますでしょうか。

○佐々木証人 あったかのように記憶はしております。

○三好宏委員 その際の処分内容を把握されているのであれば、説明いただけますか。

○佐々木証人 失念いたしました。

○三好宏委員 分かりました。

私のほうからは以上です。

○林健太委員長 次に、林丸美委員からお願いいたします。

林委員。

○林丸美委員 今回の課税情報、当該企業の許可を得ずにツイッターへ市長が投稿されておりますが、この許可を得ていれば、公にされても良いものなのでしょうか。

○佐々木証人 仮定のお話になると思いますので、回答は差し控えます。

○林丸美委員 以上です。

○林健太委員長 以上で、各委員からの尋問は終わりましたが、この際、確認しておきたい事項等がある委員はおられますか。

三好委員。

○三好宏委員 ちょっと確認をしておきたいんですが、市長室の職員から税務室の課長に対して依頼があったというようなご答弁だったかと思いますが、市長室の職員ってというのは、どなたになるんですか。

○佐々木証人 私は直接聞いておりませんので、憶測でちょっと物を言うのは控えさせていただきます。

○三好宏委員 もう一点ですけど、これ、先ほども尋問がありましたが、許可を得ずに、決裁を得ずに、書類が流れていったっていう状況だというご説明だったと思うんですが、それは日常当たり前のようにあることなんですか。それともこれは異例なことなんですか。

○佐々木証人 一般的業務についてはないです。今回は市長の指示ということなのでこういうふうな状態というか、こういう直接、市長からの命令により、それに対して指示された内容をお答えしたということでございます。

○三好宏委員 それでは、市長が指示をすれば、普通にそういう書類が出てしまうっていう状況にあったってということなんですか。

○佐々木証人 私は、トップの市長というか、市長指示には従うものというふうに考えております。

○三好宏委員 はい、分かりました。

○林健太委員長 ほかに、ございませんか。

梅田副委員長。

○梅田副委員長 先ほどの続きなんですけども、室長は、市長のツイッターに掲載されたのは、2月14日に税務室の職員が集まった場で聞いたと。このように先ほど発言がありましたが、その後、税務室、または財務部長、それから総務局長等、この件について、報告なり、協議をしたという経緯はございますか。

○佐々木証人 集まった後、情報を、こういう事態になっているということを認識した後、財務部長、総務局長には報告しました。あと、市長室と広報課にも入れたと思います。

○梅田副委員長 それによってですね、このツイッターの掲載のその後の変化がございましたか。

○佐々木証人 私はその後どうなったかについては、ツイッターを見ておりません。

○林健太委員長 ほか、ございますか。

以上で、佐々木証人への尋問を終了いたします。

佐々木証人、お疲れさまでした。長時間ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時となります。

午前10時36分 休憩

午後1時 再開

○林健太委員長 地方税法上の守秘義務調査特別委員会を再開いたします。

これより、証人尋問に入ります。

吉田証人におかれましては、お忙しい中、ご出席くださいます、誠にありがとうございます。本特別委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定により行うものですが、同条の規定において、証人の尋問に当たり、民事訴訟法の規定が準用されることとなっています。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係、または、その関係にあった者が刑事訴追を受ける、または、有罪判決を受ける事項に関するとき、また、これらのものの名誉を害すべき事項に関するときは、証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨を申し出ていただきますよう、お願いいたします。

もし、これらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなりますので、あらかじめ、ご承知いただきたいと思っております。

また、証人に証言を求める前に、証人には、宣誓を行っていただきますが、この

宣誓につきましても、先ほど説明いたしました証言を拒む場合と同様の理由に該当する場合には、宣誓を拒むことができます。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以内の禁錮に処せられることとなっておりますので、併せてご承知おきください。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関係者を含め、場内におられる方は、全員ご起立ください。

[全員起立]

○林健太委員長 証人は、宣誓書を朗読してください。

○吉田証人 良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和4年4月28日、吉田貴之。

[証人、宣誓書に署名、捺印]

○林健太委員長 皆様、ご着席ください。

それでは、証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いします。

これより証人に証言を求めます。

最初に、委員長から共通項目について尋問を行い、次に、各委員からの尋問を行うこととします。

証人席には、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、証人は、必要に応じてお使いください。

なお、委員及び証人は、それぞれ着席したまま尋問及び証言を行っていただいで結構です。

では、はじめに、人定尋問を行います。

あなたは、明石市政策局広報部長の吉田貴之さんですか。

○吉田証人 はい、その通りです。

○林健太委員長 次に、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項のとおりで間違いありませんか。

○吉田証人 はい。間違いありません。

○林健太委員長 それでは、私から主尋問を行います。

まず、明石市ホームページの運用ルールについて、お伺いいたします。

明石市ホームページを更新する際の事務処理手順について、説明ください。

○吉田証人 明石市のホームページは、システムの管理運営は広報課が行っております。各所管部署におかれまして、各担当のページを所管しております。各所管部署におかれましては、自分の所管するページの内容の更新であるとか、修正で

あるとかをシステム上に入力しまして、承認依頼という形で広報課の方に電子的な通知が来ます。その電子的な通知に従って、広報課は職員がその承認をしていく次第です。

○林健太委員長 その際の決裁手順をご説明ください。

○吉田証人 決裁ですか。

○林健太委員長 はい。

○吉田証人 各課で更新する内容については各課のルールに応じて、各課で決裁を取っておられますが、広報課のほうは承認するだけですので、特に決裁は取っておりません。

○林健太委員長 市ホームページの管理責任者は、どなたですか。

○吉田証人 市のホームページの管理責任者は、事務分掌上は広報課長になりますので、その上司である私も所管ということになると思います。

○林健太委員長 明石市ホームページのトップページにリンクが貼られている明石市広報課のツイッターは、市の公式ツイッターで間違いはないですか。

○吉田証人 はい、その通りで間違いはないです。

○林健太委員長 公式ツイッター更新の事務処理手続きをご説明ください。

○吉田証人 広報課の担当職員がツイッターにつぶやいて、広報課ですので、そのまま承認するという形になります。

○林健太委員長 市のホームページのリンクを設定する際は、ルール等ございますか。

○吉田証人 特に明文化されたものはございません。

○林健太委員長 それでは、リンクを設定する際には、どなたの判断で可否が決まりますか。

○吉田証人 各部署のどこからリンクを貼るかによるんですが、トップページに貼る場合は広報課の職員が判断しますが、各部署のページからリンクを貼る場合は、各部署が判断することになると思います。

○林健太委員長 それでは、次に、ホームページへの市長ツイッターの掲載時期についてお伺いいたします。

明石市の公式ホームページに、泉市長のツイッターが掲載されていたことは事実ですか。

○吉田証人 はい。

○林健太委員長 いつから掲載されていきましたか。

- 吉田証人 昨年の12月21日からだと記憶しております。
- 林健太委員長 2月12日に企業の税情報がツイッターに投稿された当時、市の公式ホームページから当該税情報が見られる状況でしたか。
- 吉田証人 直接は市のホームページを確認しておりませんが、私は個人のスマートフォンで市長のツイッターを確認しましたので、市のホームページにも出ていたことになると思います。
- 林健太委員長 削除は、いつされましたか。
- 吉田証人 何の削除でしょうか。
- 林健太委員長 市長ツイッターの。現在、確認できない状況になっておりますけれども、削除はいつされましたか。
- 吉田証人 市長のつぶやき自体が削除されたのは、ちょっと分かりかねますが、広報課としてリンクが外されたのは、4月7日だと記憶しております。
- 林健太委員長 市長ツイッターについてお伺いいたします。
市長ツイッターは誰が更新されているか、ご存知ですか。
- 吉田証人 はい。
- 林健太委員長 それは誰ですか。
- 吉田証人 泉市長です。
- 林健太委員長 市長ツイッターの内容は確認されていますか。
- 吉田証人 全てではございませんが、見ることは多いです。
- 林健太委員長 市長ツイッターを市の公式ホームページに掲載したのは誰ですか。
- 吉田証人 掲載したのは誰かと言われますと、ツイッターが掲載されている「ようこそ市長室へ」というページは市長室の所管になりますので、市長室の判断だと思われます。
- 林健太委員長 市長ツイッターは、明石市の公式ツイッターですか。
- 吉田証人 公式ツイッターかと言われると、公式ツイッターは別に明石市で持っておりますので、公式ツイッターではないと思います。
- 林健太委員長 以上で、私からの尋問を終了し、これより各委員からの尋問に移りたいと思います。
まず、梅田副委員長からお願いします。
梅田副委員長。
- 梅田宏希副委員長 それでは私のほうからお聞きしたいと思います。
先ほど、市長ツイッターは公式ではないとお聞きしたと思いますが、間違いあり

ませんか。

○吉田証人　　ちょっと補足させてもらってもいいでしょうか。公式という言葉が難しいのですが、明石市職員が携わる公式ではないという意味です。

○梅田宏希副委員長　　現在、市長のツイッターは、リンクをしていないということ
でよろしいですか。

○吉田証人　　はい。

○梅田宏希副委員長　　このリンクを外した経緯について、知っておればお答えくだ
さい。

○吉田証人　　ちょっと長くなりますが、4月に入ってから、一般の方から広報課の
ほうに、まずウェブで問い合わせがありました。ホームページ管理者としての意
見を求めたいという旨のメールが入っております。その後、同じような内容で、
市長のツイッターを公式ホームページに載せることの是非について電話がかかっ
てまいりました。その時点でホームページ管理者として担当部署、市長室のほう
に、そういう意見がありますよということを伝えております。その後、ちょっと
議員さんのお名前は伏せますが、議員さんからも直接、電話が広報課長のほうに
入りまして、4月7日だったと思うんですが、同じような内容でしたので、それ
を市長室に同じように伝えて、市長室のほうで落とすかどうかの判断をされたと
認識しております。

○梅田宏希副委員長　　市長の私的なツイッターで企業情報等が載ったことを知って
から、広報部長として、いわゆる広報部に対する指示並びに組織の上司に対する
報告、相談等は行いましたか。

○吉田証人　　市長のツイッターを確認して、2月12日に私は見ましたので、翌週
の14日の月曜日に市長室にこのような状態にあるという報告を入れております。

○梅田宏希副委員長　　ツイッターの内容について、守秘義務等々の課題があるか、
ないかという相談は行いましたか。

○吉田証人　　行っておりません。

○梅田宏希副委員長　　行っていない。

○吉田証人　　はい。

○梅田宏希副委員長　　そうしたら、広報部長として部署の皆さんに、これを知った
時点でどのような指示を行いましたか。

○吉田証人　　記憶の中ではございますが、2月12日、土曜日、休みの日に私はそ
れを知りまして、2月14日の日に登庁して、職員、報道担当課長、広報課長を

含めて、こういうツイッターが出ているので、市民もしくは新聞記者から問合せがあるかもしれないと、出ているという情報を共有しました。

○梅田宏希副委員長 違法性があるかもしれないということは上司に報告しているんですね。

○吉田証人 上司というか、市長室に報告、違法性があるかどうかについては報告しておりません。そういうのが出ているよということで、問い合わせがあるかもしれないということを原課で共有をしたという状況でございます。

○梅田宏希副委員長 それは、上司と情報として共有していますか。

○吉田証人 私がそのホームページの上司ですので、私の上には報告しておりません。税の担当が行っているものと思われま。

○林健太委員長 次に、大西委員からお願いいたします。

大西委員。

○大西洋紀委員 ただいまの質問で、私、重複するものもあるのかも分かりませんが。経緯については、今、お聞かせいただいたのかなと思っております。

最終的に市長室にも連絡をし、ということなんですが、様々な市民あるいは議員からの問い合わせ等、マスコミも含めて、あるという中で、やはり具合が悪いなということなのかなと解釈はできるんですが、これはもう憶測です。

最終的に削除をされたということなんですが、具体的には、誰からの指示により、そして誰が削除したのかということをご説明いただけますでしょうか。

○吉田証人 具合が悪いどころは、伝えておりません。まず、誰からの指示によるというのは、先ほどもちょっと説明しましたが、ホームページ管理システムで削除というか、ホームページの更新依頼が普通に上がってきますので、広報課の担当職員が承認といって、クリックするだけです。ですから、その削除するかどうかの判断は、広報課では入っておりません。

○大西洋紀委員 そうすると、どこからかの指示があつての削除ということになりますか。

○吉田証人 「ようこそ市長室へ」を所管する市長室からの承認依頼に基づいて、広報課は承認したのみでございます。

○大西洋紀委員 そうすると、市長室からの指示というか、そういう依頼があつたと。

○吉田証人 指示という言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、通知が来て、それを承認するだけでございます。

○大西洋紀委員 はい、結構です。

○林健太委員長 次に、千住委員からお願いいたします。

千住委員。

○千住啓介委員 私のほうから数点、質問させていただきます。

まず、先ほど、明石市のホームページの「ようこそ市長室へ」のページには、市長のツイッターを含め、市長のフェイスブックや、また、明石市長の後援会と思われるバナーなんかも貼っておりました。

市の公式ホームページに、私的なSNSや政治活動等を掲載することは、私自身は問題であろうとは思っておるんですが、そのあたりの問題意識、広報部長としての問題意識はどうお考えか、お聞かせいただけますか。

○吉田証人 特に、広報が判断するのは、その原課が判断したものに対してルール違反がないかどうか、ウェブアクセシビリティとか品質管理、システム上のページの繋がりの良し悪しの問題だけですので、正直判断する余地がございません。

○千住啓介委員 判断する余地がないということですけど、そこは長年、ホームページを運営するにあたって、様々な課題が今まであったと思うんです。そこはやはり部長として、そこはどういうふうに当時、これが載ったというところはこういうふうに感じていたか、問題ないとはっきり思っていたのか、いや少しどうなんだろうなど、私の判断ではないなと思っていたのか、その辺りはどうでしょうか。

○吉田証人 管理責任者として、公式であるかのように取られてしまったことについては、広報部長として、そういうふうにとられる方がおるよということで市長室にお伝えしております。

○千住啓介委員 また、このホームページ掲載に関して、いわゆる規則的な、それがちょっと疑わしいよねっていうところのことは、いわゆる担当の弁護士職員に相談とか、そういったことはしたことはあるでしょうか。

○吉田証人 広報は、載せるか、載せないかの判断は担当課がなされているものと判断しておりますので、私から弁護士に相談することはございません。

○林健太委員長 すみません。進行中ですが、写真撮影は今、行っておりますので、データを削除のほうお願いいたします。

千住委員、続けてください。

○千住啓介委員 今回、市長のツイッターをホームページに掲載する前に、広報担当として、市としての運用ルールや情報リテラシーについて、何かしら市長に、

これはどうでしょうかというふうなことはお伝えしたことはあるでしょうか。

○吉田証人 今回のツイッターの掲載ではございませんが、従前、市長もツイッターでつぶやかれておりますが、ツイッターどうだろうという話をされたことは、個人的にはありまして、やめたほうがいいんじゃないかというトーンで、だいぶ昔に言った覚えがあります。それがいつだったかという、かなり前という認識でございます。

○千住啓介委員 市長、これはちょっと違うんじゃないかなということをかかり前にお伝えをしたと。その時、市長の回答とすれば、載っているということは、問題ないという判断ということではなかったでしょうか。市長がどのような回答をされたか、覚えていらっしゃいますか。

○吉田証人 そこからは何日か、やっぱり経過年数がありますので、当時、相談を受けたのは市長再選後の頃だったと思いますので。そこからは私、それほど市長にツイッターやめたらいいと口出ししたことはございません。だから、最近される経緯に至ったところまでは、分かりません。

○千住啓介委員 では、今回、12月、年末から市長がツイッターを始めて、「ようこそ市長室へ」のホームページにも掲載されたと。そのことに関して、これはちょっと市長どうかなということではなくて、そのツイッターを始める、始めないの相談をしたと。そういう助言をしたということですか。

○吉田証人 だいぶ昔にしたことがあるということですか。

○千住啓介委員 であるのであれば、今回の、そのツイッターを12月に載せたと、12月に「ようこそ市長室へ」に掲載したと。そこに対して、市長に対して、ちょっとここは市長違うんじゃないですかという判断は、そういう助言はしていないということですか。

○吉田証人 はい、今回はしておりません。

○千住啓介委員 それはなぜ、そういった助言はしなかったんでしょうか。問題と思っていなかったからでしょうか。

○吉田証人 当時は、どうだろうと、私は別の機会のお話する機会があって、市長に聞かれたのでお答えした次第で、今回されたことに対してどうでしょうということにはなかったです。一定の判断があったものだと思います。

○千住啓介委員 以上で終わります。

○林健太委員長 次に、佐々木委員からお願いいたします。

佐々木委員。

○佐々木敏委員 先ほど市民の方から市長のツイッターについて、ホームページに載っている指摘があったということでございましたけれども、具体的に、もうちょっとどういうふうな指摘があったのか、お聞きしたいんですけれども。

○吉田証人 ちょっと、直接私が電話とかを聞いたわけではございませんので、又聞きの部分になるんですが、概ねの趣旨は、市長がツイッターでブロックをしていると。ブロックをしているということは、全ての市民に対してではなく、という意味があるんじゃないか、それを市の公式ホームページに載せているのはいかななものかという意見だったと記憶しております。

○佐々木敏委員 分かりました。それとあと、議員からも指摘があったり、市長室のほうからも削除してくれというようなことがあったということをお聞きしましたけれど、あと広報担当以外で市の職員の方から、いろんなそのツイッターについて、市長のツイッターについて指摘があったということはございませんか。

○吉田証人 当日、2月14日に税制課長から、こんなのが載っているという報告は受けております。先ほどの説明と同じです。

○佐々木敏委員 分かりました。

以上で結構です。

○林健太委員長 次に、三好委員からお願いいたします。

三好委員。

○三好宏委員 では、私のほうから尋問させていただきます。

市長が実際にこの課税情報を投稿したのが2月の12日。先ほど部長の答弁では、12日に実際にツイッターを見て、そういうのが載っているなということを把握されたということやったと思います。それを市長室のほうに、ちょっとこれはどうなのかというのを伝えたのが2月の14日ということですね。で、どういうふうに伝えたんですか。

○吉田証人 私が直接という、そこなんです、先ほど税制課長と言いましたが、税制課長が朝、私のところに訪ねて来られて、こういうのが載っていますと。私も把握してましたので、知っていますと。市役所の連絡形態として、トラブルとか不祥事、また人命危機とかがあった場合には、市長室、広報課、総務管理室、総合安全対策室というところに連絡を入れるようにという伝達体制がありますので、その一環として、税制課長から私に上がってきたものと思っております。それで私は税制課長に、市長室には報告入れていますかという確認をして、入れているという報告を聞きましたので、それで広報課はここで終わりという報告を受

けております。

○三好宏委員　実際にツイッターをされていて2月12日に部長自身は確認されているということから言えば、明石市の公式ホームページから、もう実際にそれも見られたってということは、当時は認識をされていたってことですよね。

○吉田証人　申し訳ございませんが、そこは正直言いますと、載っていることは、正直、失念しておりましたので、この間の指摘を受けて、先ほどの指摘も含めて認識した次第です。12日の当時、14日まで含めて、市の公式ホームページに出ているということは正直、失念しておりました。

○三好宏委員　それは今、思えば、率直にどう思われますか。

○吉田証人　ちょっと個人的な感想については差し控えさせていただければと思います。

○三好宏委員　それと、先ほど答弁の中で、リンクを設定する際のルールというのは特に明文化したものはないというようなお答えだったかと思いますが、明文化はしていないけど、ある一定の基本ラインというか、申し合わせというか、各課と共通認識できるようなものは一切なかったということですか。

○吉田証人　いえ、公式ホームページ、税金を投入したという経緯でございますので、営利企業へのリンクは、基本的に避けております。

○三好宏委員　営利でなければ各部署がそれぞれに判断をして、問題ないと上がってきたことは、広報のほうでは承認というようなお言葉があったかと思いますが、承認手続きってというのはきちとした上で掲載しているっていう状況なんですか。

○吉田証人　手続というのがシステムの、本当に機械的な、メールの通知みたいなもので、例えば観光協会、観光協会はちょっと外部なんであれですけど、庁内の道路部局からお知らせが上がってくる。道路部局の人間がそのページを更新したものを広報課に依頼というボタンを押すと、広報課の画面のほうに、各部署から上がってきたものが、ずらずらと上がってくるので、担当者がタイトルと日付と、前後していないか確認をして承認を押すだけです。

○三好宏委員　それは、現在、明石市には弁護士資格を持った職員さんがたくさんいらっしゃるって各部署に配置されているってような状況なんですが、広報が携わるような部署にはその方々はおられなかったのかな。

○吉田証人　私の所管する所属には、弁護士職員はおりません。

○三好宏委員　では、当然のことながら、承認というよりは、リーガルチェック的なことはなかった、ないような状況で掲載をされてしまったということですかね。

○吉田証人 すいません。リーガルチェックというのは、法的な判断とか、そういうことですか。

○三好宏委員 はい。

○吉田証人 はい、ないです。

○三好宏委員 はい、分かりました。

以上です。

○林健太委員長 次に、林丸美委員からお願いいたします。

林委員。

○林丸美委員 市長のツイートを削除された経緯、問題になっている発言をご自身で削除された経緯なんですけど、企業の課税情報についてのツイートを指摘があったので削除したというふうに、答弁の中でご説明されていましたが、市長が。その削除となった指摘、先ほど2月14日に税制課長から広報課に連絡があって、広報部長も把握されていた、市長室にも連絡があったというご説明がありましたけれども、その指摘がきっかけで市長のツイートを削除されたということよろしいですか。

○吉田証人 市長のツイートを削除された経緯は市長しか分かりませんので、私もお答えしかねます。

○林丸美委員 分かりました。

このほかの、広報部、税制課長からの市長室への連絡のほかにも、何か指摘があったかどうかというのは把握されていますか。

○吉田証人 先ほどと同じ答弁になりますが、4月に入ってから、一般の市民の方から広報のホームページ管理者宛てに、市の公式ホームページに市長のツイッターが載っていることについて見解を問うと、そういった旨の連絡が入ったぐらいでございます。その後、4月7日に、議員の方からいかななものかと同様のご指摘を受けたところでございます。

○林丸美委員 市民の方からのご指摘もあったということですが、これに関して、ほかにご意見とか苦情とかそういったものは、広報、もしくは市のほうに入っているのはご存知ですか。

○吉田証人 同一人物かどうか分かりませんが、いわゆるウェブの問い合わせが1件と、電話でほぼ同内容のものが、電話で1件、その後、議員から1件、この3件が4月の当初、7日の削除するまでの間にありました。

○林丸美委員 今回問題となっている企業の税情報の投稿以外に、市長のツイッター

一に関して、広報のほうに、何か意見とか、苦情とかといったものは、ありましたでしょうか。

○吉田証人 広報の方に一般市民からはございませんが、一部の記者の方から市長会見についてのツイートは避けてほしい旨の、広報部長に対する申し入れがありました。

○林丸美委員 これは何か特定の記者の会見についての記載があったからでしょうか。

○吉田証人 そういうわけではございませんで、ちょっと余計な話になりますが、市長会見というのは、非公式、非公開でやっておりますので、記者クラブ加盟社以外は、市長会見があることを知らないんです。そこで市長のツイッターで、こういうふうに市長会見をされると言われてしまうと、ちょっと我々も対応が苦しいので、そういった記者の方もそうですが、行く予定がなかったのに、そういうふうにツイッターで言われてしまうと、判断がづらいという旨の申し入れがあったことは、事実です。

○林丸美委員 今回のことや、そのほか、先ほどご発言があった内容のようなご意見がある中で、広報担当として市長のツイッターに関して問題意識っていうのは何かお持ちでしたでしょうか。

○吉田証人 ツイッター自体に対して問題意識を持っておりませんが、先ほどの記者からのご意見に対しては市長に直接伝えております。その後、控えていただいておりますように認識しております。

○林健太委員長 以上で、各委員からの尋問は終わりましたが、この際、確認しておきたい事項等がある委員はおられますか。

千住委員。

○千住啓介委員 少し確認をさせていただきたいなと思います。他の委員からあるかなと思ったんですが、市長のツイッターについて、「ようこそ市長室へ」の管理は、市長室が管理しているということで確認は取れました。

そこで市長のツイッターがホームページに記載されているということは、私は、明石市の公式見解なのかなとは思いますが、いわゆる今回のA社の税情報は、明石市の公式見解になるのでしょうか。

○吉田証人 私の判断は差し控えますが、公式見解と取られてしまった方がおるといのは事実だと思います。

○千住啓介委員 もう一点。

- 吉田証人 はい。
- 千住啓介委員 ちょっとホームページの管理を、それぞれの部署に管理していただいているということなのですが、明石市のホームページに載っているものは公式見解と、例えば、土木部がこういった工事をやりますとか、福祉のほうでこういった補助金がありますよとかいうのがあると思うんですね。そういった載せるものは、いわゆる明石市の公式見解ということで判断されて載せているということではよかったんですね。
- 吉田証人 私が判断しているわけではございませんで、それぞれの担当部署の課長なり、役のある方が判断されていると思います。
- 千住啓介委員 ということは、今回のツイッターは市長室が管理しているということですので、市長室が管理したものを出しているということですので、市長室における公式見解ということで判断できるのかなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。
- 吉田証人 ちょっと公式見解という言葉が理解が難しいんですが、泉市長が言っているものが全て市の公式見解かということ、そうではないと私は思っております。
- 千住啓介委員 それをやっぱりツイッターに載せるというのは、ツイッターが、その公式見解でないというものが、明石市のホームページ、市長室が管理していると言っても、明石市のホームページに掲載しているということは不適切であったということで削除されたということだと思うんですが、そういったことでよかったでしょうか。
- 吉田証人 不適切だったかどうかまで判断されたかは、私は分かりません。
- 千住啓介委員 分かりました。
- 林健太委員長 ほかにございますか。
- 梅田副委員長。
- 梅田宏希副委員長 公式ホームページの管理責任者は、先ほども答弁されていましたが、広報課長か広報部長ということではよろしいでしょうか。
- 吉田証人 ホームページ管理者という言葉がちょっと誤解を招いているんですが、ホームページシステムの管理者が広報課長でございます。
- 梅田宏希副委員長 先ほど公式ホームページの運用ルールはありますかとの尋問に対して、明文化されたものはないとおっしゃいましたが、これは公式ホームページ全体の運営のルールが明文化されてないということであれば、その管理をする方々の判断、またはその管理者それぞれが掲載したものについては、それぞれ

の部署の判断となるということは、公式ホームページ全体の責任者はどなたになるんですか。

○吉田証人 先ほどの明文化のルールのところは、外部リンクに対する明文化のルールはありますかということでしたので、外部リンクに対してはありませんが、ホームページの管理システムマニュアルや操作手順マニュアル、ウェブアクセシビリティのガイドラインであるとか、そういったものは、しっかり明文化されています。それに従って各課で運用するように、研修なり、聞かれたときには答えるようにしております。

○梅田宏希副委員長 その中には運用のルール以外に、コンプライアンスについてのルールも根拠があるんですか。

○吉田証人 先ほどから言っていますが、ガイドラインは、ウェブアクセシビリティとか、いわゆる品質の部分のガイドラインでございますので、中の文章のそういった部分については触れておりません。各課で判断を行っていると思っております。

○梅田宏希副委員長 広報部長の見解として、明石市の公式ホームページに市長の個人ツイッターが入っていたり、それから関係部署、弁護士の職員が12名おるんですけれども、広報部の部署には1人もついてないという先ほどの答弁だったと思うんですが、この公式ホームページの運用については、まだまだ規則というかルールとして完璧ではないと私は判断するんですが、広報部長の見解はどうですか。

○吉田証人 コンプライアンスの部分はちょっと置かせていただくと。運用ルールに際しましては、導入からもう十何年経っておりますが、やっと市の職員皆さんがそれぞれが更新できるようになり、スムーズに運用できておりますので、今のシステムに問題があるとは考えておりません。

○梅田宏希副委員長 今回の市長のツイッターが、公式ホームページに載ったということで、削除という流れになったんですが、これを今後どのようにしたら解決をするというか、対策としては何をお考えですか。

○吉田証人 まずは原課のほうで判断していただくこと、載せる、載せないの判断は、していただきたいなと思っております。広報として相談を受けた際には、そういったことも含めて相談してまいる必要があるかなと思っております。

○林健太委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好委員　もう一点だけお伺いしたいと思います。

他市にも、ホームページには、「ようこそ市長室へ」というようなページに、ツイッターであったり、ブログであったりっていうようなところがよく貼り付けてある、そこが閲覧できるっていうようなところが多いかと思います。しかしながら、今回、明石市のツイッター自体は広報課が管理して実際にありましたよね。もう一つ、市長の私的と思われるツイッターもリンクがあったというところ。もう一点ね、市長の後援会のオフィシャルサイトっていうのもリンク貼りがしてあったかと思います。

これ、なかなか全国、他市のホームページにおいても見受けること、そういう実例があったっていうのは確認できなかったんですけど、広報部長としてはそういう実例はあるとか、そういうのは大丈夫なんだよっていうような見解はお持ちですか。

○吉田証人　リンクを貼ること自体も市長室の判断によるところだと思いますので、私の判断ではございません。

○三好委員　市長室の判断だということで、そこは市長室のほうにもしっかりと尋問していきたいなと思いますが、そのシステムを管理する担当部署としては、ちょっと、全国に例のないようなことになってしまっていたっていう認識はあったんですか。

○吉田証人　同様に指摘を受けましたので、市長室にそういう意見がありましたということを伝えて、市長室のほうで実際削除されるという判断をされたものと認識しています。

○三好委員　実際に市長室のほうから削除したというような状況ですが、市長室からこういう意味合いで削除しますとか、こういうことなんで削除させてもらいますよというような報告はあったんですか。

○吉田証人　ないです。基本的に、先ほどの機械上の手続きですので、更新、承認という流れですので、そこに私が入ることありません。

○三好委員　分かりました。ありがとうございます。

○林健太委員長　ほかに、ございませんか。

以上で、吉田証人への尋問を終了します。

吉田証人におかれましては、長時間ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時といたします。

○林健太委員長 地方税法上の守秘義務調査特別委員会を再開いたします。

これより、証人尋問に入ります。

高橋証人におかれましては、お忙しい中、ご出席くださいます。誠にありがとうございます。本特別委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定により行うものですが、同条の規定において、証人の尋問に当たり、民事訴訟法の規定が準用されることとなっています。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、証言が、証人または証人の配偶者、4 親等以内の血族、もしくは 3 親等以内の姻族の関係、または、その関係にあった者が刑事訴追を受ける、または、有罪判決を受ける事項に関するとき、また、これらのものの名誉を害すべき事項に関するときは、証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨を申し出ていただきますよう、お願いいたします。

もし、これらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6 か月以下の禁錮または、10 万円以下の罰金に処せられることとなりますので、あらかじめ、ご承知いただきたいと思っております。

また、証人に証言を求める前に、証人には、宣誓を行っていただきますが、この宣誓につきましても、先ほど説明いたしました証言を拒む場合と同様の理由に該当する場合には、宣誓を拒むことができます。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3 か月以上 5 年以内の禁錮に処せられることとなっておりますので、あわせてご承知おきください。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関係者を含め、場内におられる方は、全員ご起立ください。

[全員起立]

○林健太委員長 証人は、宣誓書を朗読してください。

○高橋証人 良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和 4 年 4 月 28 日、高橋啓介。

○林健太委員長 皆様、ご着席ください。証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いい

たします。

[証人、宣誓書に署名、捺印]

○林健太委員長　　これより証人に証言を求めます。

最初に、委員長から共通項目について尋問を行い、次に、各委員からの尋問を行うこととします。

証人席には、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、証人は、必要に応じてお使いください。

なお、委員及び証人は、それぞれ着席したまま尋問及び証言を行っていただいで結構です。

では、はじめに、人定尋問を行います。

あなたは、元明石市政策局政策部長兼市長室長、現在は、明石市政策局長兼市長室長の高橋啓介さんですか。

○高橋証人　　はい、間違いはないですが、元職につきましては、政策部長兼市長室長兼課長でございました。

○林健太委員長　　失礼いたしました。次に、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただいた確認事項のとおりで間違いございませんか。

○高橋証人　　はい。

○林健太委員長　　それでは、私から主尋問を行います。

A社の課税情報に関する資料作成について、お伺いいたします。A社の課税情報を税務室に依頼したのはどなたですか。

○高橋証人　　市長室の職員になります。

○林健太委員長　　その職員とはどなたですか。

○高橋証人　　すみません、個人名をあげないといけませんでしょうか。

○林健太委員長　　分かる範囲で。

○高橋証人　　市長室の係長になります。

○林健太委員長　　その係長はどなたに指示を出されましたか。

○高橋証人　　その係長が誰かに指示を出したということでしょうか。

○林健太委員長　　どなたに税の情報を依頼しましたか。

○高橋証人　　税を所管する課の課長に、その者が依頼をいたしました。

○林健太委員長　　係長は誰から指示を受けましたか。

○高橋証人　　はい、市長です。

○林健太委員長　　係長は作成の目的を把握していましたか。

- 高橋証人 申し訳ございません。もう一度お願いします。
- 林健太委員長 係長は、A社課税情報の取り扱いに関しての目的を把握していましたが。
- 高橋証人 はい。
- 林健太委員長 目的は何でしたか。
- 高橋証人 その数日後にA社の方が市長面談があるということで、その事前の資料を取り寄せてほしいということでの指示でございました。
- 林健太委員長 係長は資料の内容を確認いたしましたか。
- 高橋証人 すいません。取り寄せた後ということでしょうか。
- 林健太委員長 はい。
- 高橋証人 受け取ったものを市長に直接手渡しをしておりますので、手渡ししております。
- 林健太委員長 内容の確認は、その際されていますか。
- 高橋証人 すみません、内容の確認と言われますと。
- 林健太委員長 A社の課税情報の内容です。
- 高橋証人 届いたもの、担当課のほうから上がってきたものが確実に上がってきたというのは確認して、そのまま市長のほうに手渡ししております。
- 林健太委員長 資料は、いつ、誰からどのような形で提示されたのか、お聞かせください。
- 高橋証人 私が報告を受けておりますのは、12月21日に市民税課長、資産税課長から、それぞれ資料の依頼をしました係長のほうにメールで届いたと聞いております。
- 林健太委員長 その資料は、メールで届いたものを印刷して市長に手渡ししたということで、間違いはないですか。
- 高橋証人 はい。
- 林健太委員長 資料提出に係る決裁手順を教えてください。
- 高橋証人 受け取った資料を市長に渡すための決裁ということでしょうか。
- 林健太委員長 はい。
- 高橋証人 ございません。
- 林健太委員長 それでは次に、徴税吏員の範囲についてお伺いいたします。
政策部長は徴税吏員ですか。
- 高橋証人 いいえ。

○林健太委員長 市長室職員であります係長は、徴税吏員ですか。

○高橋証人 いいえ。

○林健太委員長 次に、市長ツイッターの明石市公式ホームページへの掲載についてお伺いいたします。

明石市公式ホームページ内にある「ようこそ市長室へ」への管理責任者はどなたですか。

○高橋証人 市長室長の私になろうかと。

○林健太委員長 その「ようこそ市長室へ」への掲載にあたっての判断基準はありますか。

○高橋証人 いいえ、明文化されたものはございません。

○林健太委員長 明文化がなくても、室ないし課で一定の基準はございますか。

○高橋証人 いいえ。

○林健太委員長 「ようこそ市長室へ」への掲載内容は、明石市の公式見解ですか。

○高橋証人 すいません。

○林健太委員長 「ようこそ市長室へ」への掲載内容ですが、掲載されているものは明石市の公式見解ですか。

○高橋証人 掲載されているものが、明石市の公式見解か。

○林健太委員長 本市の公式の見解でしょうか。

○高橋証人 そうですね。掲載されているもの…、見解でしょうか。

基本的には、かつてあった市長の講演の資料ですとかを掲載しておるもので、見解というものに合致するものがあるような、すいません、認識をしておりません。

○林健太委員長 それでは、公式でない内容も「ようこそ市長室へ」に掲載されることもあるという認識でよろしかったでしょうか。

○高橋証人 市の公式の見解でないものが「ようこそ市長室へ」に掲載されることがあるかということですが、見解というものに当てはまるものがあるかというのが、すいませんちょっと、申し訳ありません、ちょっと理解ができません。

○林健太委員長 それでは、本市としての正式な市民へ発信するに当たる、正式な内容というものと認識していただいて結構です。公式見解という認識ですけれども、市民へ発信する明石市の公式な内容という意味合いで捉えていただきまして、先ほどの尋問にお答えいただけますか。

- 高橋証人 明石市としてあったことなどをお知らせするページになるかと考えます。
- 林健太委員長 市長ツイッターの市ホームページへの掲載は、誰からの指示で行われましたか。
- 高橋証人 指示といたしますか、経緯につきましては、市のホームページ上の「ようこそ市長室へ」につきまして一定の情報発信を強化していくという市長との協議の中で、ツイッターを始めるということで、「ようこそ市長室へ」へのレイアウトについて市長室の職員と協議をした中で案をお示して、その形で掲載をするということが決まりまして、市長室のほうから広報のほうへ承認依頼をかけたものでございます。
- 林健太委員長 その際の決裁権者はどなたですか。
- 高橋証人 市のホームページへの掲載の依頼をかけた者の責任者ということでしょうか。
- 林健太委員長 はい。
- 高橋証人 市長室長である私になるかと。
- 林健太委員長 いつから掲載されておりましたか。
- 高橋証人 ツイッターが、でしょうか。
- 林健太委員長 はい。
- 高橋証人 昨年の12月21日からだったかと記憶しております。
- 林健太委員長 通常、ホームページ更新にかかる決裁手順等をお聞かせください。
- 高橋証人 「ようこそ市長室へ」へのページにつきましては、市長室のほうで案を作成いたしまして市長確認の上、掲載の承認依頼を広報課へかけている状況でございます。
- 林健太委員長 今回の更新もその手順にしたがって行われましたか。
- 高橋証人 はい。
- 林健太委員長 市長のツイッターでの発信は、明石市の先ほど申し上げました公式見解という認識でしょうか。
- 高橋証人 市長のツイッターの発信内容が明石市の公式見解であるかとの問いでございますか。
- 林健太委員長 はい。
- 高橋証人 明石市全体の公式の見解なのかと言われますと、そうですね、そこについては、その発信した内容が明石市全体の総意であるかということは、全くイ

コールではないかと考えます。

○林健太委員長 市長のツイッターをホームページ上から削除したのはいつですか。

○高橋証人 4月7日であったかと記憶しております。

○林健太委員長 誰の判断で削除されましたか。

○高橋証人 私が市長に諮りまして、その結果として削除したものでございます。

○林健太委員長 以上で私からの尋問を終了し、これより各委員からの尋問に移りたいと思います。まず、千住委員からお願いいたします。

千住委員。

○千住啓介委員 それでは、私のほうから尋問をさせていただきます。

まず、税情報の投稿のきっかけとなったA社と市長との面談についてお聞かせいただきたいなと思っております。ツイッター上で、いわゆる工場緑地の議論が発端と書いてありますが、その内容をなぜ流したのかという目的を知るために、ちょっとここはしっかりと聞いておかないといけないなということでご質問させていただきます。

まず、2月7日にA社の役員さんと面談されたと聞いておりますが、これは事実でしょうか。

○高橋証人 はい。

○千住啓介委員 その2月7日の面談のときに、高橋室長は同席されておられましたか。

○高橋証人 はい。

○千住啓介委員 その面談の目的を教えてくださいませんか。

○高橋証人 はい。その前にA社の明石市内の事業所の方と市長がお会いしてお話された結果を踏まえまして、一定このA社の方針決定ができる方とお会いしたいということで依頼をさせていただきまして、面談をしたということでございます。

○千住啓介委員 では、その前に、2月7日に役員の方と面談されたその前ということですので、先ほども、この税情報の資料を作ったのを見ると、12月21日付なんで、その数日後と言っていたので、その前にお会いしたのは、いつA社の方とお会いしたのでしょうか。

○高橋証人 昨年12月24日にお会いしております。

○千住啓介委員 その12月24日は、どのようなお話をされたのでしょうか。

○高橋証人 A社の方が見えられまして、工場内緑地の緩和率のことですか、A社の明石市における納税額のことですか、あとその際には、明石市に寄せられ

たそのA社に関する苦情の件、あと、本市のほうで水上バイクの条例の制定前でしたので、その条例についての啓発を一緒にしませんかというお話と、あとは、空爆での犠牲者の慰霊についてのお話、主にそういったことをお話したかと記憶しております。

○千住啓介委員 その12月24日と2月7日にA社の方々と会っております。そのときに取り寄せた、作らせた、いわゆるA社の税情報を用いながら、政策的なお話はされたのでしょうか。

○高橋証人 ちょっと実際に、その場でお示ししてあったかとは思いますが、すいません、そこは、はっきりと記憶しておりません。

○千住啓介委員 では、その税情報を出すよというのは、この税情報を市民にツイッターで公にしているかという確認は取られていたのでしょうか。

○高橋証人 その面談後に。

○千住啓介委員 面談時に。

○高橋証人 いえ、そういったお話はなかったかと記憶しております。

○千住啓介委員 では、この課税情報、A社の税情報を使用された、資料を作った目的というものを、今一度お聞かせいただけないでしょうか。

○高橋証人 市長からの指示につきましては、12月24日に面談するにあたって、事前の資料として取り寄せてほしいとの指示でございました。

○千住啓介委員 取り寄せてほしいということで、市長でないとなかなか分からないのかなと思いますが、室長として、この目的というのは、把握はあまりされていなかったということではなかったのでしょうか。

○高橋証人 個人的な見解につきましては、ご回答のほうを差し控えさせていただきます。

○千住啓介委員 あの個人的というか、室長として何のために作ったのかという、税情報ですね、何のためにA社の税情報に関する資料を作らせたのか、作ったのかということは把握されていなかったということですか。

○高橋証人 はい。市長の指示のもと、税情報を取り寄せたものでございます。

○千住啓介委員 では、先ほども申し上げましたが、ツイッターでは、工場立地法についてコメントをされております。工場立地法に関することと、今回のツイッターへの税情報の投稿は関係があるとお思いでしょうか。

○高橋証人 私には分かりかねます。

○千住啓介委員 分からないと。

続きまして、企業の個別の税情報を、面談の際に資料として使用することはよくあることなのでしょうか。

○高橋証人　　いいえ。私の記憶では、面談の度にそういった資料を取り寄せているということはございません。

○千住啓介委員　　委員長、ここで、この特別委員会の公式資料ともなっております公文書部分公開決定の資料を、今から質問をさせていただきたいので、高橋室長のほうにお渡しをいただきたいと思いますのですが、よろしくお願いします。

○林健太委員長　　はい。議会局お願いいたします。

〔高橋証人に当該資料を配付〕

○千住啓介委員　　少し見ていただきたいなと思います。

まず、簡単に説明をさせていただきます。ご存知かと思いますが、市長及び政策部からの指示のもと作成した法人・個人市民税の課税額の資料を私は取り寄せました。令和元年から令和3年の約3年間の作成したものであります。

その中で出てきたのが、いわゆる法人市民税、今回ツイッターに上げたA社の課税情報と、その続きと思われるA社に係る固定資産税、都市計画税の資料と、これは黒塗りでわからないんですが。この5社といいますか、5マスある法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税の額面が書いた資料と、あと、工場立地法の対象工場44社のいわゆる税情報が、私、今回関係するのかなということで、この件について少しお尋ねさせていただきたいなと思います。

最初のA社のことは今まで聞いてきましたので理解しておりますが、このA社以外のまずこの五つの枠がある、私は、これは年度でなくて数社、5社の税情報だとは思いますが、これを作ったのは、誰の指示で作らせたのか、お聞かせいただけますか。

○高橋証人　　はい。市長指示において作成を依頼したものかと記憶しております。

○千住啓介委員　　これは、市長指示で、誰が誰に資料作成を依頼をしたのか、お聞かせいただけないですか。

○高橋証人　　はい。これも同じく市長室の職員が、税の担当課のほうに依頼して取り寄せたものだと記憶しております。

○千住啓介委員　　室長は、この資料は、当時見たことがありますか。

○高橋証人　　ちょっとどの時点を見たかというのは定かではありませんが、見た記憶はございます。

○千住啓介委員　　この資料の作成時期、依頼した時期などは覚えてらっしゃいます

でしょうか。

○高橋証人 いえ、申し訳ございません。ちょっと時期につきましては記憶しておりません。

○千住啓介委員 では、この資料を作らせた目的は、市長から聞いていたのでしょうか。

○高橋証人 はい。工場内の緑地の緩和率の議論をするための基礎資料として取り寄せたと認識しております。

○千住啓介委員 その資料を取り寄せ、資料を収集したのは、税情報の目的外使用に該当すると思われませんか、思われませんか。

○高橋証人 私の個人的見解につきましては、回答のほうを差し控えさせていただきます。

○千住啓介委員 室長として、ただ、個人的な見解というより、室長として、やはり法的なルールのもとで政策を遂行していかなくてはならないという中で、恐らく、いや室長も法的なルールはご存知だと思うんです。

もう一度聞きますね。これを作らすということは、税情報の目的外使用に該当するかどうか、ここはどうご判断されますでしょうか。

○高橋証人 すいません。繰り返しになりますけれども、私の個人的見解につきましては、回答を差し控えさせていただきます。

○千住啓介委員 分かりました。

では、次に、この44社の企業名が載っている税情報の資料作成について、また同じことを聞かせていただきます。これは、誰の指示で、誰が誰に作らせたものでしょうか。

○高橋証人 こちらの資料につきましては、私、市長からの指示等の記憶はございません。

○千住啓介委員 この資料は当時ですね、高橋室長は記憶にない、あるどちらでしょうか。

○高橋証人 すいません、当時。

○千住啓介委員 当時といいますか、そうですね、こちらの資料は私が調べたところ、令和2年度の11月ぐらいに作成されたものと聞いております。その当時、いわゆるその市長室からの指示で作ったものではないということを今、おっしゃられたと思うので、室長として、この資料は見たことがあるのか、ないのか。

○高橋証人 すいません、どの時点でというのは。

○千住啓介委員 はい、分かりました。

○高橋証人 ごめんなさい、令和2年の11月の時点で、でしょうか。であれば、見た記憶はございません。

○千住啓介委員 はい。では、こちらは市長からの指示で作らせた、いわゆる市長室からの指示で税務室に作成依頼したということではないということによかったでしょうか。

○高橋証人 少なくとも、私はそう言ったことは記憶しておりません。

○千住啓介委員 分かりました。

私からは以上でございます。

○林健太委員長 次に、佐々木委員からお願いいたします。

佐々木委員。

○佐々木敏委員 私のほうからは、日々の市長ツイッター投稿について、お伺いいたします。

まず、市長ツイッターの更新は市長自身が行われているのですか。

○高橋証人 はい。

○佐々木敏委員 市長室としてツイッター更新に関わる業務はございますか。

○高橋証人 いいえ。

○佐々木敏委員 市長にツイッター投稿に慎重を期すよう進言したことはございますか。

○高橋証人 はい。

○佐々木敏委員 政策局長以外に他に市長に進言する人はおられますか。

○高橋証人 はい。副市長ですとか、当時の政策局長がそれに当たるかと思えます。

○佐々木敏委員 はい、分かりました。

市長のツイッターはどの端末で更新しておられるのでしょうか。

○高橋証人 市長室所有のタブレットのほうで多くは投稿されておられます。

○佐々木敏委員 市長室の所有ということは、それは公費で購入したもんですよね。

○高橋証人 はい。

○佐々木敏委員 通信費等も公費でお支払いしているということになるのですかね。

○高橋証人 はい。

○佐々木敏委員 分かりました。

私からは以上でございます。

○林健太委員長 次に、梅田副委員長からお願いいたします。

梅田副委員長。

○梅田宏希副委員長　それでは、私のほうから何点かお聞きしますので、よろしく
お願いいたします。

まず、税情報がツイッターに投稿されたことを知ったのはいつですか。

○高橋証人　はい。投稿されましたのが、2月12日ですので、当日か翌日に投稿
されたものを見た記憶がございます。

○梅田宏希副委員長　その際に、企業の個別の課税情報をツイッターに投稿するこ
とが地方税法の守秘義務違反に該当する可能性があるとの認識はありましたか。

○高橋証人　すいません。私の個人の見解につきましては、回答を差し控えさせて
いただきたいと思います。

○梅田宏希副委員長　市長室長として、それをどう判断したかということをお聞き
しているんです。答えられないですか。

○高橋証人　すいません。室長ということは私になりますが、私の個人的な見解に
つきましては、ご回答を差し控えさせていただきたいと思います。

○梅田宏希副委員長　個人的な見解ではなくて、市の職員として、地方税法で守秘
義務があると、明確に第22条にあるわけでございますので、それを認識してい
たかどうかということをお聞きしています。

○高橋証人　すいません。繰り返しになりますけれども、私の個人的な見解につ
きましては、回答を差し控えさせていただきたいと思います。

○梅田宏希副委員長　いや、私が聞いているのは、個人的な見解ではなくて、市長
室長として、市の職員として、地方税法の守秘義務というのが明確にあって、そ
れは非常に厳しい、これを外部に漏らしたり、また、窃用した場合は、2年以内
の懲役か、100万円以下の罰金に処すということは明確に書かれていますので、
市長室長という市の職員の立場として、これがツイッターで公表されたというこ
とに対する認識というものは、どういうふうにあるんですかということをお聞き
しているんです。

○高橋証人　申し訳ございません。私がどう思うのかということでございますね。

○梅田宏希副委員長　市長室長という立場としてどう思うかということですか。

○高橋証人　市長室長は私ですので、私の個人的な見解につきましては、ご回答を
差し控えさせていただきたいと思います。

○梅田宏希副委員長　それではですね、認識をしていないという理由は、何を根拠
にしてそのような理由になるのですか。個人的な見解ではなくて、私は、市長室

長として、市長に最も近いところにおいて、市長をサポートする立場で、このツイッターが公になったということについて、どのように認識していますかということを知りたいです。

○高橋証人 はい。私の認識でございますよね。

○梅田宏希副委員長 明石市市役所の一職員としてどのように認識するかということです、市長室長として。

○高橋証人 申し訳ございません。それは、すいません。何度も繰り返しになるんですけども、私の個人的な見解になろうかと思っておりますので、ご回答につきましては、差し控えさせていただきたいと思っております。

○梅田宏希副委員長 答えられないということですが、そうしたら2月12日、当日または翌日にツイッターに投稿されたことは知っていると、先ほどの答弁がありましたね。税務室から2月14日に管理職が集まって、これについて集まって協議をしたようでございますが、税務室か財務部からこのツイッターについて、もう2日後ですから、ツイッターに掲載された2日後に税務室で協議をして、その後市長室に何らかの報告があったのではないかと思います、どうですか。

○高橋証人 はい。税の担当課のほうから市長室のほうに連絡があったというのは、報告を受けております。

○梅田宏希副委員長 その内容については、どのような内容でしたか。

○高橋証人 はい。私が記憶しておりますのは、県の市町振興課のほうから税のほうに、ツイッターにこういったものが掲載されておるという情報提供があったというふうに聞いた記憶がございます。

○梅田宏希副委員長 それを税務室なり、財務部から報告を受けて、それをどのように判断し、市長室長という職務上、上司並びに市長にどのように伝えましたか。

○高橋証人 そういった連絡があったことを、市長にそのまま報告させていただきました。

○梅田宏希副委員長 報告だけですか。内容については何も聞いていませんか。ツイッターにこのいわゆる税務情報がツイッターに流れたということについて、どのような内容の報告を受けたんですか。

○高橋証人 ですので、市長のツイッターでそういった一企業の税情報が掲載されているということのお知らせといいたし、という情報提供があったということ市長にそのまま報告をさせていただきました。

○梅田宏希副委員長 それは副市長に報告しましたか。

- 高橋証人 副市長にも、前後関係がすいませんはっきり記憶しておらないんですけども、もちろん副市長、市長に報告しております。
- 梅田宏希副委員長 副市長からはそれに対してどのような返答がありましたか。
- 高橋証人 はい。ツイッターにつきましては、市長の権限と責任のもと行っているのでといった見解だったかと記憶しております。
- 梅田宏希副委員長 市長には誰が報告しましたか。
- 高橋証人 私です。
- 梅田宏希副委員長 その際の市長は、この守秘義務ということについて、非常に大きな結果ですので、市長はどのように答えましたか。
- 高橋証人 はい。報告をした際には、そういった意見があったということを承知したと。
- 梅田宏希副委員長 市長の返答は、どのような返答でしたか。
- 高橋証人 すいません。ですので、そういった意見が寄せられたことについて報告をしまして、それについて承知したと。
- 梅田宏希副委員長 市長からの返答は、そのまま継続でいくというような内容ですか、それとも一度検討するなり、そういう何かコメントはありましたか。
- 高橋証人 いいえ、承知をしたということでした。
- 梅田宏希副委員長 それ以外は、ないと。
そうしたら、もう一点、政策局長の判断。当然、あなたの上司ですから報告したと思いますけれども、局長に報告した反応はいかがでしたか。
- 高橋証人 すいません。私の記憶では局長には副市長のほうからその報告が伝わったというふうに記憶しておりますので、直接私が当時の政策局長に報告したということはございません。
- 梅田宏希副委員長 今回のこの件につきましては、地方税法上の大変大きな問題の可能性が大いにあるわけですが、市長室長としてそれを聞いた上で、局長、副市長等々、この問題に対処するというような動きはございませんでしたか。
- 高橋証人 はい。寄せられたご意見については、逐一、市長のほうに報告をいたしました。
- 梅田宏希副委員長 市長からこのツイッターの削除をするまでの期間ですね、2月12日にツイッターに投稿して、いつ削除をしたんですか。
- 高橋証人 すいません。削除した日時につきましては、承知しておりません。
- 梅田宏希副委員長 それまでの間に室長と市長で、これについて協議をしたり、

すぐにアクションを起こすようにというようなやりとりはありませんでしたか。

○高橋証人　その間にもご意見等が寄せられておりましたので、その都度、市長のほうには報告をさせていただいた次第でございます。

○梅田宏希副委員長　最後に、市の職員として地方税法の守秘義務があるということについて、私は再度聞きますが、個人見解を聞いているのではなくて、市の管理職の人として守秘義務を守るというコンプライアンスについての認識をお聞きしたいと思います。

○高橋証人　私個人がその守秘義務を守ることについての認識でしょうか。でありますれば、私個人が守秘義務を守ることは当然必要なことであると考えます。

○梅田宏希副委員長　その上で市の職員として再度聞きますけれども、市長は徴税吏員という立場です。その長です。ですから、その守秘義務というのは、法律に照らして、今回ツイッターで公に流したということについての守秘義務というのは当然あると思うんですね。ですから、市の幹部として、これは守秘義務に該当するか、しないかという、この判断というのは、当然、高橋局長自身の個人見解を聞いているのではなくて、市の職員として、当然守るべきではないかということを行っているわけですが、このツイッターに掲載されたということについての、地方公務員としての見解は、幹部としての見解はいかがですか。

○高橋証人　申し訳ございません。もう一度お願いできますか。申し訳ございません。

○林健太委員長　次に、林丸美委員からお願いします。

林丸美委員。

○林丸美委員　私のほうから、ツイッター削除のきっかけになった指摘についてお聞きしたいと思います。先の委員と若干、重複するところもあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

先ほど県の市町振興課から情報提供がありというご発言がありました。それから税務のほうに連絡が入り、市長室のほうに連絡が入ったという経緯だったと思うんですけども、その際の連絡の内容というのは、こういった税情報が掲載されているということだというふうにおっしゃっていましたが、そこに何か問題があるという趣旨の連絡だったのでしょうか。

○高橋証人　いいえ、掲載されておるけれども承知をしておるのかといった内容の連絡だったかと記憶しております。

○林丸美委員　それが何も問題なければ別に掲載し続けていても構わない内容だと

思うんですけれども、それをやはり連絡を受けて市長がその内容を承知したと。それから、恐らく、どれぐらいの日数が経ったかはちょっと把握できませんが、削除をされていますよね。ですので、やはりそこには問題があったということで、市長も削除の経緯の中でそういうふうにおっしゃっていますし、そこまでに至る職員の間でも問題があったか、なかったかということの認識はどうだったかということをお聞きしたいと思います。

○高橋証人 すいません。誰の認識でしたでしょうか。

○林丸美委員 高橋さんの認識です。

○高橋証人 私でございますか。申し訳ございません。私の個人的見解につきましては、回答を差し控えさせていただきたいと思います。

○林丸美委員 分かりました。

市長ご本人がツイート削除されました。で、ホームページからリンクも削除されていますけれども、その経緯をもう一度お聞かせいただけますか。室長が市長に諮り、4月7日にツイッターのリンクを削除されています。先ほど広報部長のお話によりますと、それぞれのページ、「ようこそ市長室へ」というページは市長室の管轄になりますということですね。そこでの更新の決裁ってというのは、市長室がされているということは、決裁は部長がされているということなんですけれども、その削除をしようという理由についてお聞かせください。

○高橋証人 はい。先ほどご紹介のありました広報課から、こういった市長のツイッターが、市のホームページのほうにリンクを貼っておるのは不適切ではないかというご意見が複数あったという連絡がありましたので、それを市長のほうに報告をさせていただきまして、それであればリンクを解除しようかということでしたので、私のほうで広報のほうに削除の承認申請を指示したというところでございます。

○林丸美委員 そうしたら、市長の決断というか、市長の意思によってということですね。

○高橋証人 はい。

○林丸美委員 分かりました。

以上です。

○林健太委員長 次に、大西委員からお願いします。

大西委員。

○大西洋紀委員 皆さん同じような質問が続くわけですが、ちょっと確認させ

てもらいたいんですが、冒頭に主尋問でもありましたけれども、まず、政策局の職員が徴税吏員でないと言うことは間違いないですね。

○高橋証人 はい。

○大西洋紀委員 ということは、先ほど副委員長からも質問がありましたけれども、徴税吏員でないということは、これは法に違反しているポジショニングになるんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○高橋証人 はい。それが違法に当たるかどうかは、すいません、私には判断しかねます。

○大西洋紀委員 判断しかねるということなんですけど、法律なんで、恐らくそういうことだと我々は認識はしているんですけども。じゃあ、分からなければよかったのかなという、あなたの見解というのは、なかなか先ほどから出ないんですけども、やはり市民の公僕である市の幹部としてね、やっぱり誰もが見て分かるようなこういうことは、やっぱり、いかんのじゃないかなと思うんですが、答えられますか。

○高橋証人 すいません。何に対してですか。

○大西洋紀委員 ごめんなさい、申し訳ない。市税情報を見るということに対し、ご覧になりましたよね。

○高橋証人 その提出を受けた資料について目にしたかどうかということでございますか。それは、はい。目にしております。

○大西洋紀委員 そうすると、その段階で、もうそれは違反していると私は認識しているんですが、先ほどから皆さん何度も質問されていますけども、あなたの見解というよりも、法で決まっとなれば、それは違法だと私は思うんですけども、それでも分からないとお答えになりますか。

○高橋証人 はい。それが違法に当たるかどうかにつきましては、私には判断がつきかねます。

○大西洋紀委員 市長室長でもあり、本当に側近中の側近なのでね。自分の上司がこうやと言えれば聞かざるを得ない場合が世の中多々あるとは思いますが、けれども、ご自身の見解は、なかなかおっしゃられないんでなんとも言い難いんですけども、上司が言えれば、何でもそれは通ることには抵抗がないということですね。

○高橋証人 何でもと言われますと。

○大西洋紀委員 いや、今回のことに限ります。じゃあ、税情報をあなたが手にする、見るということは、我々は違法だと思っているんです。個人的見解をおっし

やらないんでわからないんですけども、分からない段階で、それを行ったこと自体は、どういうふうな認識がございますか。

○高橋証人　　すいません。ちょっとご質問のご趣旨が。すいません。

○大西洋紀委員　　分かりました。

　　そうしたらもう、最後にしときますわ。先ほど他の委員からも質問がありましたけれども、市長がやることに対して、あなたから意見をするとということはありませんか。

○高橋証人　　はい。

○大西洋紀委員　　ありますか。

○高橋証人　　はい。

○大西洋紀委員　　今回もあったというような発言やったと思うんですが、間違いな
いですか。

○高橋証人　　はい。寄せられた意見につきましては、逐一、市長のほうには報告を
入れております。

○大西洋紀委員　　いや、報告じゃないんです。立場的に難しいんでしょうけども、
違うんじゃないかなというような意見をされることありますか。

○高橋証人　　はい。

○大西洋紀委員　　そういつたときに、今回の話をしましょう。今回の話しかしたら
いかんわけですけども、今回の話のときに、そういった意見は言われたという話
だったと思うけれども、そのときに、承知したとだけで終わりましたか。

○高橋証人　　はい。

○大西洋紀委員　　もうあなたはそこで終わったんですね。もうそれ以上は、何とし
ても食い止めようというようなことはなかったんですね。

○高橋証人　　はい。先ほど御答弁させていただいた通りでございます。

○大西洋紀委員　　はい、結構です。

○林健太委員長　　次に、三好委員からお願いします。

　　三好委員。

○三好宏委員　　では、私のほうから尋問をさせていただきます。

　　この案件ですが、庁内で情報発信のルールが守られたと言えるのかっていうのは
どう思われますか。

○高橋証人　　今回の件といいますと、ツイッターの。

○三好宏委員　　2月12日のツイッターの件です。

○高橋証人 ツイッターの件が、市の。

○三好宏委員 情報発信のルールが守られたっていうふうにはお思いですか。

○高橋証人 誠に申し訳ないんですけど、私がどう思ったかといった個人的な見解につきましては、ご回答を差し控えさせていただきたいと思います。

○三好宏委員 はい、分かりました。

次に、弁護士資格を持った職員さん、たくさんいらっしゃいますよね。法的な問題に対するチェックは、それぞれ弁護士職員の担当する業務別に分かれているというような解釈でよろしいんですか。例えば政策室を担当する弁護士さん、例えば福祉を担当する弁護士さん、みたいな形で職務が分かれているっていうことですか。

○高橋証人 一定、所管のほうでそれぞれ弁護士職員が配置はされておりますけれども、その法的なことだけを、その部署、部署で担当するという形には、あくまでもその部署の一員としての配置であるかと。

○三好宏委員 そうしたら、今回の件は、市長室にいらっしゃる弁護士さんなんかで、そういう法的な解釈というのは一切なかったんですか。

○高橋証人 市長室の弁護士職員がこれに関わっているということとはございません。

○三好宏委員 ということは、市役所内の法的な問題で、特に市長室っていうところは、その弁護士職員の方が法的な解釈をするのではなく、市長が全て解釈しているというような状況ですか。

○高橋証人 市長も弁護士資格を持つ者でありますので、市長室の案件につきましては、少なくとも市長室の案件につきましては、市長のほうで判断しております。

○三好宏委員 それは弁護士職員の方々と合議というか、話し合いがなされた上で市長が最終的に判断をされているということなんですか。それとも市長がもうご自分の判断でされているということなんですか。

○高橋証人 すいません。それは今回のツイッターの件についてでございますか。

○三好宏委員 はい。

○高橋証人 いや、これにつきましては、他の弁護士職員が関わって検討したということはございません。

○三好宏委員 この件に限らずいろんなことにおいて、そういう問題が起こったときにはそういう合議というか、そういう協議はしないんですか。

○高橋証人 いいえ、詳細すぐにちょっと記憶が思い起こせないんですけども、案件によりましては、弁護士職員によって、課題といいますか、検討するという

ことはございます。

○三好宏委員　では、本件に関して、一般質問でも話題になっていたかと思いますが、第三者委員会を立ち上げるってというような検討は、一切その場ではなかったってということですか。

○高橋証人　はい。

○三好宏委員　それは、市長の判断ですか、それとも室長の判断ですか。

○高橋証人　判断というよりかは、第三者委員会の設置ということが出てこなかったということでございます。

○三好宏委員　一切話題に上がらなかったということですね。

○高橋証人　はい。

○三好宏委員　先ほど来お話がありましたけど、なかなかこの税情報、税務室の方から、普段メールでのやりとりってというのはほとんどないというふうに答弁いただいているんですよね。そんな中でメールでやりとりをされたってというのは、結構異例というか、なかなかないことらしくて、それは問題はなかったんですか。

○高橋証人　はい。庁内でのやりとりになりますので、そういった一定のリスク管理のほうは、システム担当課のほうでされておるものと考えます。

○三好宏委員　では、先ほどの質問の中で、メールをいただいた市長室の係長がプリントアウトをしたってということですよ。

○高橋証人　はい。

○三好宏委員　ということは、係長、プリントアウトしたってということは、この税情報を見たってということになると思うんですが、それは事実ですか。

○高橋証人　はい。プリントアウトしていますので、一切目に触れてないということとは、ないかと考えます。

○三好宏委員　はい、当然そうですよね。ただ、係長は徴税吏員ではないってということですよ。

○高橋証人　はい。

○三好宏委員　では、そこにやはり一つ問題があったんじゃないかなあというところで、やっぱりリスク管理も含めて、室のほうでね、しっかりこれからこんなことがないように議論する必要があると思いますが、その辺はいかがお考えですか。

○高橋証人　はい。ご意見をしっかり受け止めたいと思います。

○三好宏委員　あと、先ほどもありましたけど、市長のツイッターの件ですが、これ、実際、タブレットは市長室所有やと。

- 高橋証人 はい。
- 三好宏委員 それは、通信費も当然のことながら、そちらの経費、公費で支払われているということですよ。
- 高橋証人 はい。
- 三好宏委員 その器具を使って、通信費も税金を使って打たれたツイッターっていうのは、これ、市長の私的なツイッターっていうことが言い切れると思われませんか。
- 高橋証人 いえ。ツイートに関しましては、明石市長泉房穂の名前で出しておりますので、プライベートなもの、私的なものとは考えておりません。
- 三好宏委員 もう一つ明石市のホームページには、広報が管理する明石市のツイッターが一つ存在しているんですよ、別にね。それプラスアルファ、今回、「ようこそ市長室へ」というところに、市長の、ある意味、私的な、明石市長泉房穂という名前でツイッターがリンクを貼られていたっていうのは事実ですから、その辺は、私的なのか、それとも公式なコメントとして受け止められても致し方ないっていう状況にあったんじゃないかなっていうふうには思われますから、室長はどうお考えでしょうか。
- 高橋証人 明石市長泉房穂で出している限り私的ではございません。公的なもの、発信物だとは考えます。
- 三好宏委員 では、公な立場の市長が企業のこういう税金の問題っていうのは、やはり守秘義務っていうのがあると思うんですよ。公務員には当然あるように、公の人である限りあるというふうには認識していますが、それを少し逸脱してしまっているっていうような認識は、室長としてはありますか。
- 高橋証人 申し訳ありません。私の個人的見解につきましては、ご回答を差し控えたいと思います。
- 三好宏委員 という答えが返ってくるであろうというふうには思いましたが、一般的な、職員としてはそれは致し方ない話なのかも分かりませんが、一般的な、客観的な目で見ると、やはりあの市長の私的なツイッターだけホームページにも載っていて、それが一般市民、いやもう全世界の人が見られるっていう状況の中で、こういう税情報が漏えいされたであろうという案件が起こっていること、また、極めて政治的なことも結構、明石市のホームページからそんなことが見られてええのかっていうような情報まで出ていたっていう、今はもう削除されていますから見ることはできませんけど、そういうことに関しては、市長室を預かる

立場としては、どう思われていますか。

○高橋証人 申し訳ございません。私の個人的な見解になろうかと思われまので、ご回答は差し控えさせていただきます。

○三好宏委員 はい。その辺は市長のほうもいずれ尋問という形になろうかと思えますので、市長のほうにしっかりと聞いていきたいなというふうには思いますが、やはりね、室長、市長であったとしても、やはり苦言を呈する、諫言できる、良いことは良い、悪いことは悪いと言えるような、やっぱり側近というかね、職員じゃないと、やはりね、市のコンプライアンスっていうことは守られないんじゃないかなというふうに認識していますが、室長はどうお考えですか。

○高橋証人 申し訳ございません。私の個人的見解につきましては、回答を差し控えさせていただきますと思います。

○三好宏委員 はい、分かりました。

以上です。

○林健太委員長 傍聴者の方、マスクの着用をお願いいたします。しっかりとマスクの着用をお願いいたします。傍聴者の方、マスクの着用を、はい。

以上で各委員からの尋問は終わりましたが、この際確認しておきたい事項がある委員の方はございますか。

梅田副委員長。

○梅田宏希副委員長 証人は、先ほど宣誓を行いました。証人または証人の配偶者、親族の方に係るような事項については、これは証言を拒むことはできるとなっておりますが、その他について証言を拒むことはできないとなっておりますので。先ほど質問して答えていただいた中で、2月12日にツイッターに載せました、証人自身は、翌日かその当日には知っておりましたということでした。税務室は、14日に幹部、管理職が集まって、これを協議をして、税務室から上司である総務局長に報告をしております。税務室から証人の市長室にも来ました。さらには、県からも指摘があったと、先ほどの証人のほうの確認でも、それは事実受けているということでありました。

そこでお聞きしますが、市長の側近である副市長お二人、さらには政策局長、そして、証人である市長室長の間で、この件について、地方税法上のこれは守秘義務に該当するのではないかどうか等、協議をしたかどうかと、そして先ほどは報告したということだけしか聞いておりませんので、その責任ある側近の皆さんが協議をしたかどうか、そして協議をしたのであれば、市長に進言をしたのかどう

か、市長がそれに対して聞かないから、長いことツイッターに残っていたであろうと思いますが、そのあたりの事実関係だけは、あなたは証人宣言したわけですから、個人的なことではなくて、事実関係は、あなたが証言しておくべきであって、これは拒むことはできないと思うんですね。ですからその経緯の中で出た、打ち合わせの内容、そして市長に進言したかどうか。それを市長が対処するかどうかは別にして、あなた方、市長側近の皆さんが、それをどのようにしていったかというのを、ちょっと声が小さいので、もうちょっと大きな声でお答えいただきたいと思います。

○高橋証人 はい。協議の有無につきましては、協議はございません。市長への進言につきましては、先ほど来申し上げております各方面からのご意見が、まさにそれに当たりますので、その都度お伝えさせていただいたということでございます。

○梅田宏希副委員長 そうしたら、市長のほうに進言をした内容は、ただ報告をしただけなのか、あなた自身が市長室長として市長に、上司に対するものの言いようですから、助言とかというようなことになるかと思うんですが、そのあたりの可能性のことについて、市長に報告なり、進言なり、いたしましたか。

○高橋証人 はい。まさにその報告内容自体がそれに当たるものと考えております。

○林健太委員長 ほかに、ございませんか。

以上で、高橋証人への尋問を終了します。

高橋証人におかれましては、長時間ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は、午後5時10分といたします。

お疲れさまでした。

午後4時10分 休憩

午後5時12分 再開

○林健太委員長 地方税法上の守秘義務調査特別委員会を再開いたします。

次に移ります。

次回委員会にて証人喚問を行う対象者について、協議したいと思います。

証人喚問を行う者について、ご意見等はございますか。

林丸美委員。

○林丸美委員 本日のやり取りの中で明らかになりましたことに基づきまして、税

情報の取扱いについて確認したいことがございますので、市民税課長を召喚したいと思います。

○林健太委員長　ほかに、ございませんか。

佐々木委員。

○佐々木敏委員　元副市長のお二人、和田元副市長、宮脇元副市長、この両名の方を、証言を求める事項として、違法性の認識、責任の所在についての認識、市職員の法規範意識について、並びに市の組織運営について証言を求めたいと思いますので、呼びたいと思います。

○林健太委員長　ほかに、ございませんか。

林委員。

○林丸美委員　すみません。先ほどの市民税課長についてなんですけれども、証言を求める事項としまして、税情報の取扱いについてと、市内企業の法人市民税の納付状況についての市長資料要求についてお聞きしたいと思いますので、呼びたいと思います。

○林健太委員長　ほかに、ございませんか。

それでは、委員の皆様にお伺いいたします。

ただいまご意見ありましたとおり本件調査にあたって、税情報の取扱いについて、また、今回の市長ツイッターへの企業の税情報掲載後の対応について、及び市内企業の法人市民税納付状況についての市長からの資料要求について、さらには、市職員の法規範意識及び市の組織運営について確認するため、岡本市民税課長及び、当時の宮脇、和田両副市長に次回の委員会にて証人として出頭いただき、証言を求めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　ご異議なしと認めます。

では、次回委員会にて、これら3名に証人として証言を求めることに決定しました。

それぞれの証人の尋問に要する時間につきましては、1時間から2時間程度としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　では、そのように決定させていただきます。

次に、これら証人に出頭いただく日時と場所についてですが、岡本市民税課長については、5月10日の午前10時、宮脇元副市長につきましては、同日午後1

時、和田元副市長については、同日午後 3 時に、場所は、それぞれ本会議場といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　　ご異議なしと認めます。

それでは、以上、決定した内容を持ちまして、議長へ証人の出頭要求を行うことといたします。

以上を持ちまして、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を閉会いたします。

次回は、令和 4 年 5 月 1 0 日の午前 1 0 時から開会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 5 時 1 6 分　閉会

以上は、本委員会の記録であることを証するため、明石市議会委員会条例第20条の規定により押印する。

地方税法上の守秘義務調査特別委員会
委員長 林 健 太